

労災だより

2018 - June

No. 07

横浜労災病院の高気圧酸素治療について

臨床工学部長 安藤 敬

当院は、**大型の第2種高気圧酸素治療装置**を有し、耳鼻咽喉科、整形外科の疾患を中心に、ほぼ全ての診療科を対象とし、年間2000件以上の治療を行っています。また、救命救急センターを通し24時間365日治療対応が可能です。

治療件数としては、**突発性難聴**が最も多く、ステロイドとの併用を含め、治療開始が発症から早期になるほど高い治療効果を認めています。また、**放射線治療後の晩期障害**に対する治療も行っており、高い治療効果から今後の発展が大きく見込まれる治療です。その他にも**網膜動脈閉塞症**や**減圧症**などの急性期疾患から、**骨髄炎**や**難治性潰瘍**といった慢性的な疾患まで、幅広く治療を行っています。



平成29年度 治療実績

突発性難聴	1253件
骨髄炎	347件
放射線障害	339件
難治性潰瘍を伴う末梢循環障害	230件
重症軟部組織感染症 (ガス壊疽、壊死性筋膜炎)	69件
脊髄神経疾患	37件
減圧障害	21件
網膜動脈閉塞症	3件
その他	22件

今回、平成30年度の診療報酬改定により、高気圧酸素治療において大幅な改定が行われました。(裏面参照)

まさに治療効果が認められた結果であり、治療に関わる各診療科の先生方のご尽力のおかげだと思います。

高気圧酸素治療室におきましても、円滑な治療を行えるよう尽力していきますので、**治療適応の有無含め、当院へご相談下さい。**



平成30年度診療報酬改定内容

J027 高気圧酸素治療(1日につき)

1 減圧症又は空気塞栓に対するもの 5,000点

2 その他のもの 3,000点

注 1については、高気圧酸素治療の実施時間が5時間を超えた場合には、30分又はその端数を増すごとに、長時間加算として、500点を所定点数に加算する。ただし、3,000点を限度として加算する。

(1)「1」は減圧症又は空気塞栓に対して、発症後1か月以内に行う場合に、一連につき7回を限度として算定する。

(2)「2」は次の疾患に対して行う場合に、一連につき10回を限度として算定する。

ア 急性一酸化炭素中毒その他のガス中毒(間歇型を含む。)

イ 重症軟部組織感染症(ガス壊疽、壊死性筋膜炎)又は頭蓋内膿瘍

ウ 急性末梢血管障害

(イ) 重症の熱傷又は凍傷

(ロ) 広汎挫傷又は中等度以上の血管断裂を伴う末梢血管障害

(ハ) コンパートメント症候群又は圧挫症候群

エ 脳梗塞

オ 重症頭部外傷後若しくは開頭術後の意識障害又は脳浮腫

カ 重症の低酸素脳症

キ 腸閉塞

(3)「2」は次の疾患に対して行う場合に、一連につき30回を限度として算定する。

ア 網膜動脈閉塞症

イ 突発性難聴

ウ 放射線又は抗癌剤治療と併用される悪性腫瘍

エ 難治性潰瘍を伴う末梢循環障害

オ 皮膚移植

カ 脊髄神経疾患

キ 骨髄炎又は放射線障害

(4) スモンの患者に対して行う場合は、「2」により算定する。

(5) 2絶対気圧以上の治療圧力が1時間に満たないものについては、1日につき区分番号「J024」酸素吸入により算定する。

(6) 高気圧酸素治療を行うに当たっては、関係学会より留意事項が示されているので、これらの事項を十分参考とすべきものである。

— 登録医療機関の皆様へのお知らせ —

当院へ患者様をご紹介される場合には

登録医予約専用電話 ☎ 045-474-8362 (直通)

(受付時間 8:15 ~ **19:00**)

へご連絡下さい。